

令和3年8月1日より

# 新しい保険証を お使いください



※有効期限が過ぎた  
保険証は使えません!

国民健康保険  
に加入しているみなさんは

ベージュ色

対象と  
なる方

- ・自営業の方、農業・漁業に携わる方
- ・職場の健康保険に加入していない方  
など

後期高齢者医療制度  
に加入しているみなさんは

桃色

対象と  
なる方

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳までの一定の障がい  
のある方

- 保険医療機関・保険薬局にかかる場合は、窓口へ保険証を提示しましょう。
- 国民健康保険の保険証は名刺サイズ、後期高齢者医療制度の保険証はハガキよりやや小さめのサイズで、ひとりに1枚交付されます。
- 交通事故などの第三者の行為により負傷し、保険証により受診される場合には、必ず事前に医療機関・薬局の窓口及び市町村・国民健康保険組合の担当窓口へ届け出てください。

